



教科書の使用について

Q1 教科書は必ず使用しなければならないのでしょうか。自作の資料や教材などを活用しながら「特別の教科 道徳」の授業を進めていきたいと考えているのですが……。



A: 教科化となった「特別の教科 道徳」では、教科書以外の資料(自作教材等)の使用については、授業者単独の判断で使用することはできません。

学習指導要領に定められた『指導すべき内容項目』について、年間計画の中にしっかりと位置付けられた内容を指導する必要があります。

教科書を使用した上で、関連した資料を補助的な資料として使用することは可能です。



～令和元年度版 道徳の礎 p.109より抜粋～

7 自作教材は、今後活用することができなくなるのか。

自作教材の作成と活用については、授業者単独の判断であったり、その場限りの活用となったりしないことが大切である。そのためには、「小(中)学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第3章 道徳科の内容 第2節 内容項目の指導の観点」に照らして、児童生徒の発達の段階や特性に見合っているか、さらに「同第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点」に沿っているかを踏まえて、教材の具備すべき条件を備えているか事前に精査し、その使用が適切かどうか、校長の指導の下、学年や学校で共通認識をもって確認する手続きが必要となる。

- A 主として自分自身に関すること
「善悪の判断, 自律, 自由と責任」「正直, 誠実」「節度, 節制」「個性の伸長」
「希望と勇気, 努力と強い意志」「真理の探究」
- B 主として人との関わりに関すること
「親切, 思いやり」「感謝」「礼儀」「友情, 信頼」「相互理解, 寛容」
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
「規則の尊重」「公正, 公平, 社会正義」「勤労, 公共の精神」「家族愛, 家庭生活の充実」
「よりよい学校生活, 集団生活の充実」「伝統や文化の尊重, 国や郷土を愛する態度」
「国際理解, 国際親善」
- D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること
「生命の尊さ」「自然愛護」「感動, 畏敬の念」「よりよく生きる喜び」

小学校1, 2年 19項目
小学校3, 4年 20項目
小学校5, 6年 22項目
中学校 22項目

必ず年間指導計画に位置付けることが必要です。